

農村整備と学校づくりの連携

身近で質の高い自然空間の保全と活用を進める



地域と学校と行政が手を取り合って、
子どもたちを育み、皆が元気になれる地域社会をめざして

農林水産省・文部科学省

農村が持つ、身近で質の高い自然環境を 子どもと大人、学校と地域で使いこなす

■ 学校を拠点とした地域社会づくりの第一歩 ■

農村にとって学校とは、子どもの居場所であって、故郷の次代を受け継ぐ子どもたちを育てる場所です。それだけでなく、地域社会の拠点となり得る施設です。

農村整備と学校づくりは、将来の地域環境の根幹となります。互いが連携することによって、より質の高い、皆に使われる環境が形成できます。

農村の自然環境は、都市では得られない貴重な資源です。まず、これを活かした連携を進めましょう。

農業・農村の多面的機能*は手を入れてこそ維持されます

農業生産の場である農村の自然環境は、水源のかん養、生物の生息など多面的機能を持ちます。

ただし、これらは原生自然ではなく、営農のために培われてきた空間で、適切な手入れが必要です。



学校にとって自然環境は必要な学習環境です

農村は、日本人の原風景で、もっとも身近な自然環境です。

子どもたちにとって、自然を学ぶ、創意工夫を育む場として、必要不可欠な学習環境です。

地域と学校、行政が連携して考え、 学校周辺を整備することで

質の高い整備を実現します

- ◎ 様々な考え方や知識、地域の情報を加えられるため、環境特性や地域特性に十分配慮した整備ができます。
- ◎ 学校教育での利用、安全対策、維持・管理など、整備後のイメージを考慮した検討ができます。

十分な活用と管理を求めます

- ◎ 生活科や総合的な学習の時間などで、環境教育、体験学習など、様々な活用できます。
- ◎ 教育で使うことで日常的に子どもたちが集い、子どもたちを通して、大人たちの参加が求められ、コミュニティの輪が広がります。

* 農業・農村の多面的機能とは：農村で農業が行われることで生ずる国土の保全・水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承などの食料の供給以外の役割。

皆で協働して考え、つくり、使い、育てるために

連携のスタート

行政、学校、地域住民などの関係者が集い、使い方を考えながら、整備内容を考えます

- 検討組織を作るなど、広く関係者を誘います。
- 企画段階など、なるべく早くから話し合い、信頼感を育てます。
- どのように使おうか、皆が使う人の立場になって考えます。

STEP 1

新たな効果

地域社会—コミュニティ—の活性化につながっていきます

- 学校周辺が地域の交流拠点となっていきます。
- 子どもが故郷の魅力を知り、愛着を深めます。
- 地域の人々が、再び自然や学校に親しみを感ずります。

STEP 4

整備の目標

子どもたちに伝えていくために、地域特性に配慮した本物をめざします

- 生き物が息づき、農村環境に適した姿を求めます。
- 地域の文化、人材、その他地域特性の活用を求めます。

STEP 2

活用と運用

地域と学校、皆で使いこなし、皆で管理していきます

- 子どもたちに、学校教育はもちろん、課外活動や休日など、身近な自然に親しませます。
- 地域の集いの場とし、子どもと大人、大人同士の交流の場とします。

STEP 3

きっかけは

学校からの要請

農村振興基本計画*
などでの位置づけ

地域からの要請



地域、学校、行政が協働します

企画の協働化

子供から大人まで、先生も地域の人も、皆が集まって考えます

利用の協働化

授業、遊び、祭りなど、皆で利用します

運用の協働化

地域と学校、行政が協力しあい、皆で管理します

* 農村振興基本計画とは：地域の将来像とその実現に向けた施策の方向性を示す農村振興のマスタープランとして、地域づくりのテーマを設けて、幅広い住民の参加を得て、さまざまな施策を組み合わせながら創り上げる計画。

目標像は、本来の故郷の姿、本物の自然とふれあえる場所

自然環境としての農村をトータルにとらえましょう

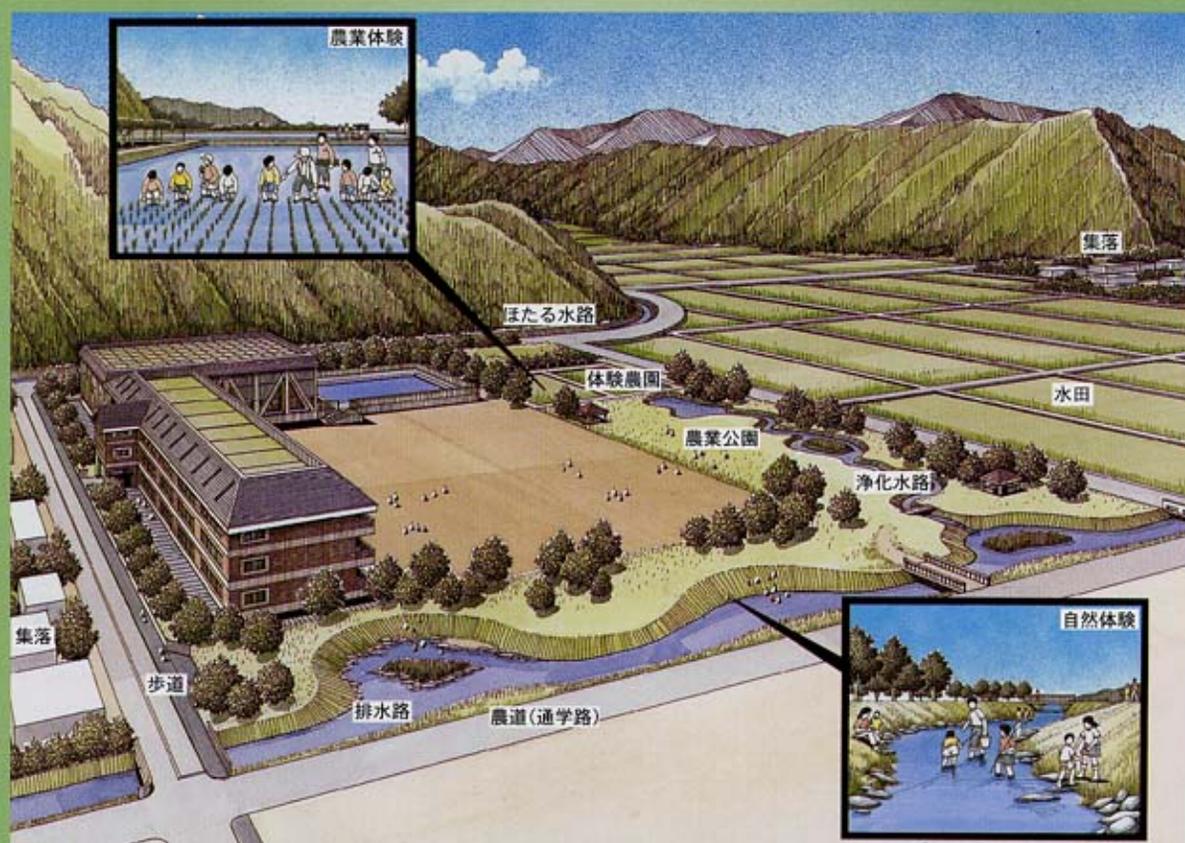
- 水路、農地、樹林などの多様な要素を含む、総体としての農村環境整備に臨みます。
- 整備対象地だけでなく、集落、道路、里山、周辺農地などとの一体感に配慮します。

自然性、地域性など、様々な観点から姿と機能を検証しましょう

- 生物の生息、生育のための機能、景観の統一感や地域固有性を重視します。
- あくまで農村環境です。営農条件との調和に配慮し、環境教育などの必要な機能を付与します。

子どもの利用、そして、地域社会での運用を重視しましょう

- 教育環境として、また、子どもたちが日常的にふれあえるように、安全性、動線、多様性を考えます。
- 子どもの安全確保やマナーの指導、コミュニティの形成、施設管理のために大人の使い勝手を考えます。



①理想は『水辺と農地、山林の一体型』

水辺と農地、山林の連続した場所は、自然性が多様なため、様々な環境教育、体験学習、遊びに利用できます。学校の近くにこのような場所があれば、積極的に保全・活用しましょう。

まさに質の高い自然環境であるだけに、企画と運用に多くの人々の参画を得て、英知を集めましょう。



②水辺環境を活かしたい

水中や水際、湿地といった水辺環境は、多様な生物が見られ、子どもの興味も引きやすい所です。そのため、水路やため池等がある場合は、これらを積極的に活用しましょう。

この場合、自然性と地域固有性を重視します。例えば水際は、生物のためには土や草が望まれます。ただし、空石積みや木柵工といった地域特有の自然材を使った工法があれば、その活用も検討しましょう。



③公園的な整備の場合は

子どもの利用を考慮した小水路の改修やピオトープの新設等の公園的な整備を行う場合は、企画段階から子どもたちの参画を進めましょう。安全性を重視することで、運営に子どもたちを参画させることも可能となります。

仮に自然性は低くとも、身近な所で日常的にふれあえるということが大切です。



整備にあたっては、自然性、地域性、参画性を高めていく

自然性

― 本物の自然レベル ―

農村は失われた自然の代償空間とされます。水田や牧草地、用水路や溜め池、はさ木の並木や屋敷林、小川や里山など。いずれも、人が手入れすることで創られ、維持されてきたもので、まさに自然と共生した空間です。

農業・農村が持つ多面的機能を保全・復元する形での整備が望まれます。



◎ 自然材：水路護岸、畦、のり面など、可能な限り現場の自然材を使うことが望まれます。

地域性

― 地域固有レベル ―

農村の姿には、用水の分水方法、のり面やよう壁の仕上げ、はさ架けの方法、資材置き場の場所や形態など、その地域が培ってきた姿が表れています。

これらは地域固有の文化であり、地域のアイデンティティを確認し、愛着を高めていくための資源です。積極的に整備に反映し、子どもたちに伝えていくことが望まれます。



◎ 昔ながらの民家を移築しました。かつての先人の生活文化を学び伝承する貴重な資源となります。

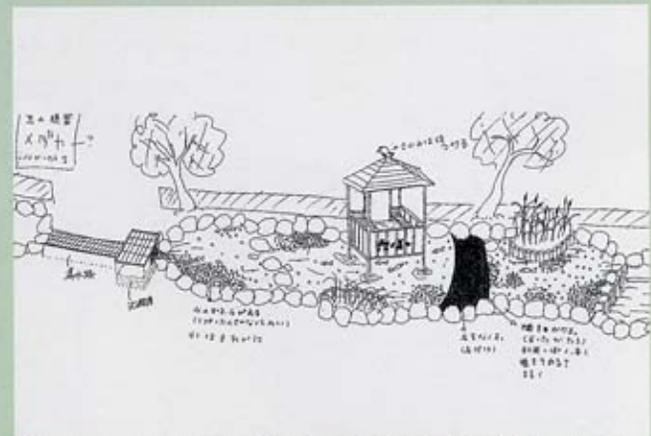
参画性

― 人々の参画レベル ―

農村の自然は、管理されることで維持されてきたため、維持自体を楽しめるような仕組みが望まれます。

整備自体をイベントにする方法もあります。また、人びとが集うためには、自然環境といえどもトイレや日よけ程度は必要でしょう。

学校も、利用するだけではなく、整備や管理にも参画することが必要です。それを見れば、教育への地域社会の協力も高まるでしょう。



◎ 企画：整備内容を考える段階から参画することで、愛着や運用への参加意識が醸成できます。

安全性は 大人の目で確保する

子どもたちに豊富な体験を与えることが目的です。
安全は、学校と家庭での教育、地域社会の温かい目で守りましょう。



- ◎ 連続性：自然な風景となり、動物も移動しやすいように、水田や溜め池、里山といった自然な空間が連続していることが望めます。



- ◎ 多様性：例えばホタルには水と陸の両方が必要です。多様な空間があることで、多様な生物が生息できます。



- ◎ 伝統的な水車小屋の形を復元したものです。施設でも本物を造り、子どもたちに伝えることが大切です。



- ◎ 用水の浄化池です。整備の必然性が理解しやすく、地域の環境意識の醸成に役立ちます。



- ◎ 利用：農業体験はもちろん、自然を学び、育て、守り、楽しむ利用を重視します。



- ◎ 運用：草刈りや水路ざらいなど維持・管理にも、子どもやPTAなどが参画するしくみを導入することが大切です。



まず、何ができるか、考えてみましょう

農村整備と学校づくりの連携は、始まったばかりです。地域の知恵を集めて、後々まで生きる整備を考えてみましょう。

まず、農政から、学校から、互いに声をかけてみましょう。何かできることがあるはずですよ。

そのような取り組みの1つとして、『農村振興基本計画』の作成を進めてみませんか。住民参加を行うことにより、真に必要な物も見つかるはずですよ。



農村整備と学校づくりの連携は広がります

学校は、将来を担う子どもたちを育むとともに、地域福祉の拠点、コミュニティの拠点となり得る身近な施設です。

農村は、営農空間であるとともに、多面的な機能を担い、それらを保全していくことが期待されています。

農林水産省と文部科学省は、地域と学校と行政が手を取り合って農村地域を活性化していくために、より良い施設や環境の整備に向けて、これからも様々な連携に取り組んでいきます。



問い合わせ

農林水産省 農村振興局 農村政策課

TEL 03-3502-0030 (直通)

文部科学省 初等中等教育局 施設助成課

TEL 03-3581-1938 (直通)